

平成20年2定総務企画常任委員会調査会

亀井委員

まず一番はじめに確認したいのは、調査会資料の2ページの一番上に記載されている、法人事業税等の法定税に係る地方税法の規定の趣旨に反する課税をすることは許されないという判決の理由についてです。地方税法の規定の趣旨に反するというのは、どういうことを言っているのでしょうか。

税制企画担当課長

法人事業税を含めまして、法定税については幾つかの制約がございます。例えば法人事業税では、税率設定については制限税率内の標準税率が定められておりまして、現行は1.2倍までの税率を設定しなければいけないといった制度や非課税規定とか、要するに法人事業税内において従わなければならないという幾つかの規定がございます。そういった規定の趣旨に法定外税が反することができないという判断が下されたと考えてございます。

亀井委員

今話を簡単にまとめると、今までの御答弁の中でもそうだと思いますが、法定税と法定外税に関して、国は上下関係というか優劣の関係としてとらえています。本県としては法定税と法定外税は対等な関係にあるという認識だと思います。そうすると、これから控訴審で、本県としては両者は対等であるという形で論陣を張っていくとは思いますが、その論陣を張っていただくための方法を聞きたいと思えます。

もう一つは対等だということと、上下関係があるということとは、全然土俵が違うと思えますが、そういうふうな観点で考えた場合のこれからの方策について少し聞きたいと思えます。

税制企画担当課長

まず前段の対応でございます、今まで何人かの学識者の方や法律学者の方に鑑定意見書もいただいてございまして、私どもの主張が適法だという意見をいただいております。法定税と法定外税が完全に並列というような御意見をいただいております。

一方で、必ずしも並列ではないかもしれないという御意見もありまして、法定税の方を法定外税が補充するものかもしれないが、それは同意要件の中に反映されていて、同意要件を満たすのであれば、それは法定外税として認められるという東大教授の御意見もいただいてございます。

そういった考え方からしますと、2段階の主張もできていると思っておりますので、今後それぞれ御意見をいただいた先生から、今回の判決の問題点についてもう一度精査をしていただいて、今回の判決に対して、再度、鑑定意見書をいただけるならいただいて、それに対する反論もしていきたいと考えています。

亀井委員

そうした学識者の方の御意見については、まとめていただいて、またお示しいただければと思いますので、よろしく願います。

もう一つは、今後法定外税を導入することになった場合、今回のようなことがあると、常に司法の判断を仰がなければいけなくなっていくと思います。地方分権改革の中での課税自主権というものはいくつもの根本的な疑問が浮かび上がってきて、県の税収も

不安定になってしまうということもあると思います。その辺を踏まえて、県の決意、今後の取組について、お聞きしたいと思います。

税務課長

繰り返しになってしまうかもしれませんが、裁判をどう闘っていくかということになりますと、具体的にはこれから考えていくことになってくるだろうと思います。いずれにしても今回の判決というのは、法定外税といえども、法定税である法人事業税の規定の趣旨に反する形にすることは許されないというような考え方でございまして、地方自治体の課税自主権を極めて限定して解釈するということになってございます。そういった意味では、本質的な考え方をどう分からせていくかということにもなってまいります。私どもの主張の法律的な正当性を適正に判断していただけるように、法律事務所に相談しながら、法廷戦略等も考えていきたいと思っております。

それから、そもそも国税において外形標準課税が導入されずにいる中で、一方で法人事業税というのは応益負担という性格がありながら、的確にそれが反映されていないという実態があって、全国の地方公共団体の税収が極めて不安定となっております。こういうような状況の中で、法律に基づく課税自主権を法定の手續に沿って的確に運用して設けたのがこの制度であると考えております。この道が閉ざされるということになれば、全国の課税自主権を活用した動きが阻害されるということになりますので、関係方面ときちんと調整をしながら、法律事務所にも相談しながら対応していきたいと思っております。

亀井委員

最後に要望ですが、地方税法の第 259 条、第 261 条でも、法定外普通税の新設には総務大臣の同意が必要とされています。要するに、そういうふうな形でお墨付きをいただくような形になっていると思いますので、新聞報道にあるように、総務省が当事者ではないというような冷たいことを言っているのであれば、総務省だけを相手にするのではなく、財務省や地方財政審議会の考え方を問いただすというぐらいの幅広い意見聴取をお願いしたいと思います。